

Weekly Report

第216号

平成25年 5月27日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

<http://www.szk-accounting.jp/>

外国人労働者の雇用に関するQ&A

毎年6月は「外国人労働者問題啓発月間」として、外国人の雇用・労働条件に関するルールについて、周知や指導などが集中的に行われます。

◆Q&A

Q. 外国人労働者を雇用する際に必要なことは？

A. 就労可能な在留資格であるかをパスポートや外国人登録証明書、在留カードなどで確認する必要があります。また、外国人労働者の雇入れ・離職の際には、ハローワークに外国人雇用状況の届出を行うことが、全ての事業主に義務付けられています。

なお、届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合は、30万円以下の罰金の対象となります。

Q. 留学生をアルバイトとして雇用できる？

A. 留学などの在留資格は原則、就労活動が認められていませんが、資格外活動許可を得ている場合には雇用できます。

Q. 日本人と結婚している外国人を雇用する場合、届出は必要？

A. 日本人と結婚していても日本国籍を取得していな

い場合は外国人ですので、届出が必要となります。

Q. 労働基準法などの労働関係法令の取扱いは？

A. 原則、日本人と同様に適用されます。また、社会保険(健康保険・厚生年金)についても、同様に適用されます。

Q. 給与等を支払った場合、税金の取扱いは？

A. 居住者(国内に住所を有し、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する者)に該当する場合は、日本人と同様に源泉徴収します。一方、非居住者に該当する場合は、原則として20%の税率で源泉徴収を行います。

協会けんぽの被扶養者資格を再確認

協会けんぽは、健康保険の被扶養者が要件を満たしているかを再確認するため、今月末から順次、「被扶養者状況リスト」を事業主に送付します。

昨年度の実績では、約9万人が被扶養者から解除されており、最も多いケースは「扶養者が就職したが、解除する届出をしていなかった」という二重加入による解除の届出漏れでした。

他には、*被扶養者の年収が130万円(60歳以上は180万円)以上となった、*結婚して他の被扶養者となった、等があります。

外れ馬券が経費となるのは特殊なケース

競馬で得た所得を申告せず、3年間で約5億7千万円を脱税したとして罪に問われた男性の裁判(大阪地裁)では、外れ馬券の購入費が経費と認められるかが注目されていました。

判決では、「一時所得」ではなく「雑所得」に該当するとして、外れ馬券も経費として認められ、脱税額は約5千万円に減額されました。

馬券の払戻金は通常、臨時・偶発的な収入として「一時所得」に該当し、経費はその収入を得る為に直接要した金額に限られるため、当たり馬券の購入費のみを経費として課税されますが、男性の場合、ほぼ全レースを機械的に購入しており、継続性などから「雑所得」と判断されています。